

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 120 号

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程の一部を改正する告示

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程（平成28年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「受領委任払い事業者登録申請書（様式第1号）」を「受領委任払事業者登録申請書」に改め、同条第3項中「受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）」を「受領委任払事業者登録決定（却下）通知書」に改める。

第6条第1項中「受領委任払い事業者登録事項変更届出書（様式第3号）」を「受領委任払事業者登録事項変更届出書」に改め、同条第2項中「受領委任払い事業者登録廃止届出書（様式第4号）」を「受領委任払事業者登録廃止届出書」に改める。

第7条第2項中「受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第5号）」を「受領委任払事業者登録取消通知書」に改める。

第8条中「（様式第6号）」を削り、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）」に改める。

第9条第1項中「福祉用具購入費不支給決定通知書〔受領委任〕（様式第8号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）」に、「住宅改修費不支給決定通知書〔受領委任〕（様式第9号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）」に改める。

第11条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この告示は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程（平成28年告示第152号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任 払いに関する規程 平成28年 9 月30日 告示第152号 （事業者登録） 第4条 〔略〕 2 事業者登録を受けようとする事業者は、<u>受領委任払い事業者登録 申請書（様式第1号）</u>により市長に申請するものとする。 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 の上で、登録の可否を決定し、<u>受領委任払い事業者登録決定（却下） 通知書（様式第2号）</u>により事業者に通知するものとする。 （変更の届出） 第6条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録事項に 変更があったときは、速やかに<u>受領委任払い事業者登録事項変更届 出書（様式第3号）</u>により市長に届け出るものとする。 2 登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに <u>受領委任払い事業者登録廃止届出書（様式第4号）</u>により市長に届 け出るものとする。 （事業者登録の取消し） 第7条 〔略〕	浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任 払いに関する規程 平成28年 9 月30日 告示第152号 （事業者登録） 第4条 〔略〕 2 事業者登録を受けようとする事業者は、<u>受領委任払事業者登録申 請書</u>により市長に申請するものとする。 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 の上で、登録の可否を決定し、<u>受領委任払事業者登録決定（却下） 通知書</u>により事業者に通知するものとする。 （変更の届出） 第6条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録事項に 変更があったときは、速やかに<u>受領委任払事業者登録事項変更届出 書</u>により市長に届け出るものとする。 2 登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに <u>受領委任払事業者登録廃止届出書</u>により市長に届 け出るものとする。 （事業者登録の取消し） 第7条 〔略〕

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該事業所に通知するものとする。

（支給申請）

第8条 受領委任払いにより福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護等被保険者は、第2条に規定する要件を満たした上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第6号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（支給の決定及び支払）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給又は不支給を決定する。この場合において、不支給を決定したときは、福祉用具購入費不支給決定通知書〔受領委任〕（様式第8号）又は住宅改修費不支給決定通知書〔受領委任〕（様式第9号）により、通知するものとする。

2・3 〔略〕

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

〔略〕

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、受領委任払事業者登録取消通知書 により当該事業所に通知するものとする。

（支給申請）

第8条 受領委任払いにより福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護等被保険者は、第2条に規定する要件を満たした上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用） 又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用） に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（支給の決定及び支払）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給又は不支給を決定する。この場合において、不支給を決定したときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）により、通知するものとする。

2・3 〔略〕

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

〔削る〕

<u>様式第 2 号（第 4 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 3 号（第 6 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 4 号（第 6 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 5 号（第 7 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 6 号（第 8 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 7 号（第 8 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 8 号（第 9 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 9 号（第 9 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕